

(郡山市駐車場条例の一部改正)

第43条 郡山市駐車場条例(平成10年郡山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前				
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)				
種類	駐車料金の単位	金額	種類	駐車料金の区分及び単位		金額	
普通駐車料金	入場後30分までごとに1台	100円(1日当たり1,200円を限度とする。)	普通駐車料金	基本料金	入場後30分までごとに1台	当該30分の起算時刻が午前8時から午後9時前までである場合	100円
				夜間料金	入場後30分までごとに1台	当該30分の起算時刻が午後9時から翌午前8時前までである場合	50円
定期駐車料金	1箇月につき1台(最長6箇月)	20,000円	定期駐車料金	定期料金	1箇月につき1台		13,620円
					3箇月につき1台		38,760円
					6箇月につき1台		76,480円
					12箇月につき1台		136,190円
			備考 普通駐車料金は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。				
			(1) 入場した日 この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が1,000円を超えたときは、1,000円とする。				
			(2) 継続して駐車した場合の2日目以降の各日 この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が800円を超えたときは、800円とする。				